

ポジティブ・アクションとは

積極的改善措置(ポジティブ・アクション):

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第2条）

＜ポジティブ・アクションは法律上定められたものであり、憲法上の平等原則に反しない＞

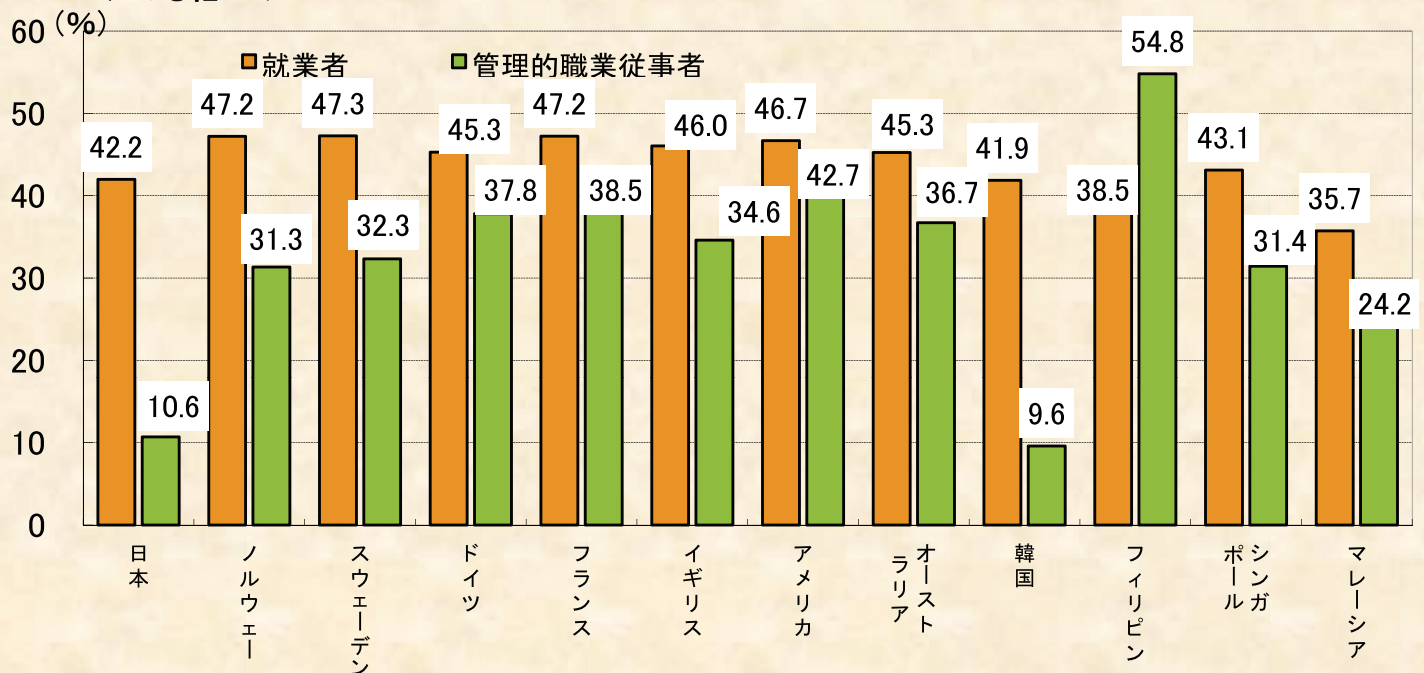
ポジティブ・アクションの意義

男女の役割についての固定的性別役割分担意識、偏見等及び過去の差別や経緯に起因して生じた男女の置かれた社会的状況の格差を解消し、実質的な機会の平等を担保するためには、単に法律等で男女差別を禁止するだけでは困難であり、より積極的な取組であるポジティブ・アクションによる必要がある。

なお、ポジティブ・アクションは、あくまで活動に参画する機会についての男女間の格差が解消されるまでの、暫定的な措置である。

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)

＜就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性割合は、国際的にみても低い＞



諸外国の企業におけるポジティブ・アクションの例

ノルウェー…国営企業・民間の上場企業の取締役会における男女構成比をそれぞれ40%以上(違反した場合は解散もありうる)

ポジティブ・アクションの推進方策の例

- 組織のトップ層・管理職による意識の改革と積極的な取組
- 女性の能力発揮に対する支援(女性の登用目標設定、メンター制導入等)
- ワーク・ライフ・バランスの実現(短時間勤務制度等柔軟な働き方の確保等)